

鹿 児 島 県 公 報

平成29年10月13日（金）第3357号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（※）（市町村課取扱い） 1
○鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 2
○国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（※）（農地整備課取扱い） 3
○鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（※）
（警務課取扱い） 4

条 例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第25号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表保健福祉部の表11の3の項の次に次のように加える。

11の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第53条第1項の規定による支給認定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。次号において同じ。）の申請に係る審査（所得の状況に係るものに限る。次号において同じ。） (2) 法第56条第1項の規定による支給認定の変更の申請に係る審査	各市町村
--	------

別表農政部の表3の項第45号中「第113条の2第1項」を「第113条の3第1項」に改め、同

項第46号中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

別表土木部の表4の項中第19号から第23号までを削り、第24号を第19号とし、同表中5の項を削り、5の2の項を5の項とし、5の3の項を5の2の項とし、5の4の項を5の3の項とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表土木部の表4の項の改正規定及び同表中5の項を削り、5の2の項を5の項とし、5の3の項を5の2の項とし、5の4の項を5の3の項とする改正規定 公布の日
- (2) 別表農政部の表3の項の改正規定 土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日
- (3) 別表保健福祉部の表11の3の項の次に次のように加える改正規定 平成30年7月1日

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第26号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1 土木部の表13の項を次のように改める。

13 不動産 特定共同 事業法 （平成6 年法律第 77号。以 下この項 において 「法」と いう。） の施行に 関する事 務	(1) 法第3条第1項 の規定に基づく不 動産特定共同事業 の許可の申請に対 する審査	不動産特 定共同事 業許可申 請手数料	80,000円
	(2) 法第41条第1項 の規定に基づく小 規模不動産特定共 同事業の登録又は 同条第3項の規定 に基づく小規模不 動産特定共同事業 の登録の更新の申 請に対する審査	小規模不 動産特定 共同事業 登録又は 登録の更 新申請手 数料	60,000円

別表第1 土木部の表中14の6の項を14の7の項とし、14の5の項を14の6の項とし、14の4の項を14の5の項とし、14の3の項の次に次のように加える。

14の4 住	法第8条の規定に基	住宅確保	次に掲げる登録申請に係る住宅の戸数の
--------	-----------	------	--------------------

宅確保要 配慮者に 対する賃 貸住宅の 供給の促 進に關す る 法 律 (平成19 年法律第 112号。 以下この 項におい て「法」 という。) の施行に 關する事 務	づく住宅確保要配慮 者円滑入居賃貸住宅 事業の登録の申請に 対する審査	要配慮者 円滑入居 賃貸住宅 事業登録 申請手数 料	区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる 金額 ア 住宅の戸数が1戸のもの 8,000円 イ 住宅の戸数が1戸を超え4戸以下の もの 9,000円 ウ 住宅の戸数が4戸を超え9戸以下の もの 11,000円 エ 住宅の戸数が9戸を超え29戸以下の もの 13,000円 オ 住宅の戸数が29戸を超え39戸以下の もの 14,000円 カ 住宅の戸数が39戸を超え49戸以下の もの 15,000円 キ 住宅の戸数が49戸を超え99戸以下の もの 17,000円 ク 住宅の戸数が99戸を超えるもの 22,000円
---	--	---	--

附 則

この条例中別表第1 土木部の表中14の6の項を14の7の項とし、14の5の項を14の6の項とし、14の4の項を14の5の項とし、14の3の項の次に次のように加える改正規定は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日から、同表13の項の改正規定は平成29年12月1日から施行する。

.....

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第27号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項本文中「含む。以下」の次に「この項において」を加え、「すべて」を「全て」に改め、「。以下「令」という。」を削り、「法第88条の2の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とする国営土地改良事業にあつては当該国営土地改良事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率（令第52条第3項に規定する国営土地改良事業にあつては、令第52条の2第4項の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分につき年5パーセント、指定日後事業費額に

係る負担金の部分につき当該国営土地改良事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金の利率を基礎として農林水産大臣の定める率），その他の国営土地改良事業にあつては年5パーセント」を「国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率」に改め，同項ただし書中「すべて」を「全て」に，「以後において」を「の翌年度以後の年度で」に改める。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第2項の規定は，国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成29年度以後であるものの利率について適用し，当該始期が平成28年度以前であるものの利率については，なお従前の例による。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第28号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「280円」を「340円」に改める。

附 則

この条例は，平成29年11月1日から施行する。